



令和7年度
ひとり親家庭のしおり



鈴鹿市 こども政策部 こども政策課



もくじ

- 1 お金について p.1～
 - 2 仕事について p.6～
 - 3 学びについて p.8～
 - 4 生活について p.9～
- 相談先の一覧 p.12～
- 子育て情報 p.16～





お金について



■ 児童扶養手当 ■ こども政策課 ☎059-382-7661

離婚や死亡などにより、父または母と生活を共にしていない児童（18歳に到達してから初めて迎える3月31日まで。児童が一定以上の障害を有する場合は20歳未満まで）の父または母、もしくは養育者に支給されます。なお、所得等の制限や支給要件があります。

児童扶養手当の支給額（月額）（令和7年度）

	全部支給	一部支給
1人目	46,690円	46,680円～11,010円
2人目	11,030円	11,020円～5,520円

※全国消費者物価指数の変動により手当額が変わる場合があります



■ 特別児童扶養手当 ■ 障がい福祉課 ☎059-382-7626

身体や精神に障害のある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。この手当を受給できる方は、身体や精神に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方。



■ 一人親家庭等医療費の助成 ■ 福祉医療課 ☎059-382-2788

児童（18歳に到達してから初めて迎える3月31日まで。）及びその児童を養育している一人親家庭等の母または父が、健康保険による診療を受けた場合、支払った医療費（保険適用分に限る）の自己負担分が助成されます（所得制限等の条件あり）。

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付 ■ こども政策課 ☎059-382-7661

母子・父子家庭及び寡婦の方が自立を図り、家庭生活・職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。

1 主な貸付内容

修学…こどもが高校、専門学校、大学などで修学するために必要な資金

就学支度…こどもが高校等に入学する際に必要な入学金等の資金

他、詳しくはこちら →



2 貸付対象者

母子父子家庭の児童、寡婦が扶養している子、父母のない児童

3 貸付の申請・審査

○ 県の事業ですが、市が受付を行っています。

○ 貸付の申請には原則、連帯保証人が必要です。

修学資金・就学支度資金・修業資金については、児童が連帯借受人となります。

○ 貸付には審査がありますので、必ず貸付を受けられるとは限りません。

○ 貸付申請をお考えの方は余裕をもって事前にご相談ください。(要予約)

4 貸付上限額（一例）

修学資金		貸付限度額（円）			
		自宅		自宅外	
高等学校 専修（高等）	国公立	27,000		34,500	
	私立	45,000		52,500	
高等専門学校		1・2・3年	4・5年	1・2・3年	4・5年
	国公立	31,500	67,500	33,750	76,500
	私立	48,000	98,500	52,500	115,000
専修（専門）	国公立	67,500		78,000	
	私立	89,000		126,500	
短期大学	国公立	67,500		96,500	
	私立	93,500		131,000	
大学	国公立	71,000		108,500	
	私立	108,500		146,000	
大学院	修士課程	132,000			
	博士課程	183,000			
専修（一般）		54,000			

(就学支度資金)

学校種別	内容		貸付限度額 (円)
小学校	小学校に入学する場合		64,300
中学校	中学校に入学する場合		81,000
高等学校	国公立	自宅通学	150,000
	私立		410,000
専修学校 (高等課程)	国公立	自宅外通学	160,000
	私立		420,000
専修学校 (一般課程)	自宅通学		150,000
	自宅外通学		160,000
大学 短期大学 専修学校 (専門課程) 高等専門学校	国公立	自宅通学	410,000
	私立		580,000
	国公立	自宅外通学	420,000
	私立		590,000
大学院	国公立		380,000
	私立		590,000
修業施設	中学校卒業	自宅通所	150,000
	高等学校卒業		272,000
	中学校卒業	自宅外通所	160,000
	高等学校卒業		282,000

- (注) 1.修学、修業を終了後6か月は据置期間 2.返済利子は無利子
3.償還期間は据置期間経過後10年以内(修業施設は5年)

鈴鹿市社会福祉協議会

■ **生活福祉資金貸付** ■ **くらしサポートセンター** ☎059-373-5299



低所得者等の世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の促進を図り、安定した生活ができるように、資金の貸付制度があります。書類審査等がありますので、詳しくは鈴鹿市社会福祉協議会までお問い合わせください。



■ 通勤定期運賃の割引 ■ こども政策課 ☎059-382-7661

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JRの通勤定期運賃の割引を受けることができます。こども政策課窓口で「特定者資格証明書」の交付を受け、これを定期券販売窓口へ提出して通勤定期を購入します。

■ ひとり親控除 ■ 市民税課 ☎059-382-9446

ひとり親の方のうち、次の①から③までのすべてに当てはまる方は「ひとり親控除」を申告することで、税金の計算上所得から差し引く所得控除を適用できます。

※所得状況によっては、市県民税が非課税になる場合があります。

※給与所得者の場合、会社の年末調整でこの控除を適用することができます。

- ①事実上婚姻関係と同様な事情があると認められる一定の人がいない
 - ②本人の合計所得が500万円以下である
 - ③生計を一にする子（総所得金額等が48万以下でほかの人の扶養親族等でない）を有する
- 詳しくは市民税課へお問い合わせください。



■ 死亡一時金 ■ 保険年金課 ☎059-382-9401

国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間が36月（3年）以上ある方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡したとき、その人と生計を同一にしていた一定の遺族に支給されます。

※遺族基礎年金を受け取ることができる方がいる場合には、死亡一時金を受け取ることができません。

※死亡一時金は、死亡日の翌日から2年経過した場合、請求することができなくなります。



■ 寡婦年金 ■ 保険年金課 ☎059-382-9401

国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料の納付済期間と免除期間が合わせて10年以上ある夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡したとき、その夫によって生計を維持され、かつ、夫と婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している妻が60歳から65歳になるまで受け取ることができます。

※寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる場合は、どちらか一方を選択して受け取ることとなります。



■ 遺族基礎年金 ■ 保険年金課 ☎059-382-9401

死亡した方が、次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

- ①国民年金の被保険者である間に死亡したとき
 - ②国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
 - ③老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
 - ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき
- ※①または②の場合、一定の納付要件が必要です。
- ※③または④の場合、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

◀ 子とは ▶

- ・死亡当時、18 歳になった年度の 3 月 31 日までの間にあること（死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります）
 - ・20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級又は 2 級の障害状態にあること。
- ※婚姻していない場合に限ります。

■ 遺族厚生年金 ■ 津年金事務所 ☎059-228-9112

死亡した方が、次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた一定の遺族に支給されます。

- ①厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
 - ②厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から 5 年以内に死亡したとき
 - ③1 級・2 級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が、死亡したとき
 - ④老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき
 - ⑤老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき
- ※①または②の場合、一定の納付要件が必要です。
- ※④または⑤の場合、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

津年金事務所ホームページはこちら ▶





仕事について



■ 三重県母子・父子福祉センター ■ ☎059-228-6298

ひとり親家庭の父または母で就職を希望の方、センター職業紹介所に、「求職者登録」を行ってください。ご登録いただきますとハローワーク等から登録条件に合う、求人情報等を収集し、メールや郵送等で情報提供します。

また、現在の雇用状況や、資格取得のための情報なども提供します。

■ ハローワーク鈴鹿 ■ ☎059-382-8609 部門コード 43#

子育て中の方に合った仕事が見つかるよう、相談しながらお仕事をご紹介します。

また、知識・技術取得のための職業訓練の相談も行っています。

◀ 所在地 ▶ 〒513-8609 神戸九丁目 13-3

■ 母子・父子自立支援プログラム策定事業 ■ こども政策課 ☎059-382-7661

児童扶養手当受給者等を自立・就業支援のために、母子・父子自立支援員プログラム策定員を配置し、ハローワークと連携をとりながら就労支援を実施しています。



ひとり親の方が、就職に役立つ技術や資格を取得するために各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修業したりする場合に給付金を支給します。

いずれも母子父子自立支援員への事前の面談が必要です。

1 自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのため、指定された教育訓練講座を受講した方に給付金を支給します。

講座受講前にご相談ください。

◀ 対象要件 ▶ 母子父子自立支援プログラムを受けている方で、就職（増収）のために

その教育訓練が必要と認められること。

◀ 支給額 ▶ 対象講座の受講料 6 割相当額（下限 12,001 円で、上限 20 万円）

専門実践教育訓練の場合は、修学年数×40 万円（最大 160 万円）

※雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けている場合、自立支援教育訓練給付金は差額分の支給となります。

対象となる講座は

[厚生労働省の教育訓練給付制度国座検索システム](#)で

ご確認ください。



2 高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士など、経済的自立に効果的な資格を取得するため、6 か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給します。修業開始前にご相談ください。

◀ 対象要件 ▶

● 児童扶養手当の支給を受けており（またはそれと同水準で）過去に訓練促進給付金の支給を受けたことがない、雇用保険の教育訓練支援給付金等を受けていないこと

● 6 か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること

● 就業または育児と修業との両立が困難と認められること

◀ 支給期間 ▶ 修業期間の全期間（上限 4 年）

◀ 支給額 ▶ ● 市民税非課税世帯／月額 10 万円 課税世帯／月額 7 万 500 円

※最後の 12 か月間は 4 万円増額



3 学びについて



■ まなびの ■ こども政策課 ☎059-382-7661

ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援事業です。ひとり親家庭の児童に対してボランティアによる学習支援を行うことで、学習習慣や生活習慣を確立し、学習意欲や進学率の向上を図ります。

- ◀ 対象者 ▶ 小学校4年生から中学校3年生までの児童
- ◀ 受講料 ▶ 無料
- ◀ 開催日数 ▶ 各教室にて年50回程度開催（1回90分程度）
- ◀ 場所 ▶ ①白子教室（子育て応援館 白子駅前 6-33）
②平田教室（牧田コミュニティセンター 平田東町 5-10）



■ (独) 日本学生支援機構奨学金 ■

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に給付される給付型奨学金と、貸与される第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）があります。奨学金の採用方法には「予約採用」「在学採用」「緊急採用・応急採用」があります。



生活について



■ ファミリー・サポート・センター ■

「育児を助けてほしい人」(依頼会員)の要望に応じて、「育児のお手伝いができる人」(提供委員)を紹介し、相互の信頼と了解の上で、一時的に児童をお預かりします。緊急時に対応できない場合がありますので、必ず事前に会員登録(無料)をしてください。

◀ 所在地 ▶ 〒513-0817 桜島町六丁目20-3

特定非営利活動法人こどもサポート鈴鹿内

◀ 対象 ▶ おおむね小学校までの児童

◀ 利用料金 ▶ 7:00~19:00 1時間 700円

上記の時間以外 1時間 800円

※ただし、児童の送迎に必要な交通費については依頼会員が実費を提供会員に支払っていただきます。

※緊急時や年末年始の場合は別料金となります。

👉 児童扶養手当の支給を受けている保護者が同センターを利用した場合、市から利用に要した3割を助成します。

■ 登録・利用についてのお問い合わせ ⇒

鈴鹿市ファミリー・サポート・センター ☎ 059-381-1171

月~金曜日 8:30~19:00 (祝日、年末年始除く)

■ 助成金についてのお問い合わせ ⇒ こども政策課 ☎ ☎ 059-382-7661

■ 子育て支援ショートステイ事業 ■ こども家庭支援課 ☎059-382-9140

保護者が病気等の理由で一時的に児童の世話ができない場合、児童養護施設などにおいて、一時的に児童をお預かりします(ステイに要する経費の一部を負担していただきます。)

◀ 対象 ▶ 18歳までの児童

詳しくはこちら ▶



■ **保育所（園）・認定こども園への入所** ■ **こども育成課 ☎059-382-7606**



保護者が働いている等の理由で乳幼児を保育できない家庭では、その児童を保育所（園）・認定こども園へ入所させることができます。入所には条件がありますので、こども育成課へご相談ください。

■ **放課後児童クラブ（学童保育）** ■ **こども政策課 ☎059-382-7661**



保護者が働いている等の理由で昼間家庭に保護者のいない児童が、放課後や長期休業日（夏休みなど）を安心して過ごすことのできる施設です。

- ※ 利用時間、利用料金は放課後児童クラブにより異なります。
- ※ 利用料金は、児童扶養手当の支給を受けていることで、一部減免となる場合があります。
- ※ 申込みなどの詳細は、各放課後児童クラブに直接お問い合わせください。

■ **鈴鹿市病児・病後児保育室ハピールーム** ■ **☎059-388-7717**



病気の回復期に至らない場合において、当面の症状の急変が認められないとき、または病気はほとんど回復しているが、保育所などでの集団生活が困難で、家庭での保育ができない児童を一時的にお預かりします。ただし、白子クリニック小児科での受診が必要です。

- ◀ 所在地 ▶ 〒510-0235 南江島町 8-10
 - ◀ 対象 ▶ 市内在住または保護者が市内在勤の児童（生後 6 か月から小学生まで）
 - ◀ 利用料金 ▶ 1,500 円（別途食事代（おやつ・ミルク含）500 円が必要）
 - ◀ 利用時間 ▶ 月～土曜日 8：45～17：30（祝日、盆、年末年始除く）
- ※ 水曜日は、前日まで病児保育室を利用していた児童、または前日に診療を受け、利用可能と判断された児童に限ります。

■ **病後児保育事業 西条保育所** ■ **☎059-382-6518**



病気の回復期にあり、保護者の仕事の都合などで家庭での保育が困難な場合、保育所の専用スペースで児童を一時的にお預かりします。

- ◀ 所在地 ▶ 〒513-0809 西条八丁目 19-1
- ◀ 対象 ▶ 市内在住の児童（生後 6 か月から小学生まで）
- ◀ 利用料金 ▶ 2,000 円
- ◀ 利用時間 ▶ 月～金曜日 8：00～17：30（祝日、年末年始を除く）



■ 生活保護 ■ 保護課 ☎059-382-7640

資産、能力、その他あらゆるものを活用しても、なお生活ができずに困難な場合、その困窮の状況に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を行います。

■ 公営住宅への入居 ■

住宅の確保に困っている世帯は公営住宅に入居できます。

ただし、申込みには一定の入居者資格条件があり、申込者多数の場合は抽選となります。

◀ 市営住宅の募集 ▶ 5月、8月、11月、2月

◀ 県営住宅の募集 ▶ 4月、7月、10月、1月

※募集团地や募集戸数はその都度変わりますので、詳しくは「広報すずか」やウェブサイトをご確認ください。

■ 市営住宅の問い合わせ ⇒ 住宅政策課 ☎ 059-382-7616

■ 県営住宅の問い合わせ ⇒ 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
☎ 059-373-6802



鈴鹿市社会福祉協議会

■ 住居確保給付金 ■ くらしサポートセンター ☎059-373-5299

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。また、家計改善のため、転居により家賃負担額を軽減する必要がある方へ、転居費用の支援を行います。

※「住居確保給付金の支給」については、収入や資産に関する一定の要件などを満たしていることが対象です。



相談先一覧

くらしサポートセンター【自立相談支援機関】

専門の相談支援員が一人一人の相談内容に合わせた支援プランを提案し、
関連機関と連携して支援します。一人で抱え込まず、ご相談ください。

■ 本館 2 階 25 番窓口 ■

鈴鹿市社会福祉協議会 くらしサポートセンター

☎059-373-5299

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の母・父及び寡婦の方の相談や、自立に必要な情報提供などの支援を
こども政策課で実施しています。お気軽にご相談ください。

■ 本館 11 階 115 番窓口 ■

こども政策課

☎ 059-382-7661

子育て支援総合コーディネーター

子育ての困り事や悩み事をうかがい、安心して子育てができるよう一緒に考え、
個別のニーズに基づいて、どんな支援があるかどんな施設が使えるか、
情報提供や適切な窓口をご案内します。

■ 本館 11 階 115 番窓口 ■

こども政策課

☎ 059-382-7661

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、自らも地域の一人として住民の方のさまざまな相談に応じ、関係機関へのつなぎ役として活動しています。民生委員は児童委員を兼ねており、そのうち主任児童委員はこどもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

法に基づく守秘義務により、相談内容等の秘密は守られますので、

安心してお気軽にご相談ください。

お住いの地区の民生委員・児童委員、主任児童委員が分からない時は、健康福祉政策課またはお住まいの地区市民センターまでお問い合わせください。

■ 本館 2 階 25 番窓口 ■

健康福祉政策課

☎ 059-382-9012

男女共同参画課【女性のための電話相談】

家庭や地域での人間関係、職場でのセクハラ、夫や恋人からの暴力、そして生き方など、女性の心の悩みについて専門の女性相談員が相談をお受けします。

電話相談は、無料、匿名、秘密厳守です。

■ 女性のための電話相談 ■

毎週火・木・金曜日 10:00～12:00
13:00～16:00

(第3火曜日・第4金曜日、祝日、年末年始を除く)

☎ 059-381-3118

こども家庭支援課【すずっこスクエア】

5歳児健診対象児童から小学1年生までの児童と保護者を対象に、こどもの特性に応じたサポート（ソーシャルスキルトレーニング、個別相談等）を

心理士・保健師・教員・保育士等と一緒に考えます。

子育てに困り感や不安をもつ保護者に寄り添い、気軽に相談できる窓口となっています。

◀ 開所日時 ▶ 毎週月・金曜日 15:30～16:30

※お盆、年末年始、年度初めはお休み

◀ 申し込み ▶ こども家庭支援課にて電話で申し込んでください。

◀ 所在地 ▶ 一ノ宮町 557 番地

■ こども家庭支援課 ■

☎ 059-382-9140

こども家庭支援課【こどもと家庭の相談】

福祉・教育が一体となって、0歳から18歳（乳幼児期～学齢期～就労期）までの
児童のあらゆる相談をお受けします。
また、児童虐待などに関する相談もお受けしています。

■ 発達に関する電話・面接相談 ■

発達支援グループ
月～金曜日 8:30～17:15

☎ 059-382-9030

■ 教育相談員による電話・面接相談 ■

教育相談グループ
月～金曜日 8:30～17:15

☎ 059-382-9140

■ 児童虐待に関する相談・通告 ■

家庭支援グループ

☎ 059-382-9140
(夜間・休日は市役所代表 059-382-1100)

鈴鹿児童相談所

☎ 059-382-9794
(夜間・休日は189)

鈴鹿警察署

☎ 059-380-0110 または 110番

こども家庭支援課【女性相談】

家庭内、離婚、異性問題やDVに関する事など、
女性が抱えるさまざまな悩みや問題のある人はご相談ください。
弁護士相談も行っています。

■ 女性相談支援員による電話・面接相談 ■

月～金曜日 8:30～17:15
(祝日, 年末年始を除く)

☎ 059-382-9140

児童家庭支援センターみだ【こどもと家庭の相談】

妊娠・出産・育児にわたる幅広い相談をお受けします。

こどもの育ちについて相談員や心理士と一緒に考え、必要に応じ関係機関と連携や調整をし、
地域の子育て家庭を応援します。お気軽にご相談ください。

◀ 開所日時 ▶ 月～金曜日 9:00～16:00

◀ 相談方法 ▶ 相談無料・秘密厳守

まずはお電話ください（職員不在の場合は、隣接する鈴鹿里山学院の職員が対応させていただく
こともあります）。予約で来所、訪問、心理相談が可能です。また、メールでの相談もお受けして
います。



■ 上箕田一丁目 6-3 ■

☎ 059-373-6025

✉ jikasen-mida@satoyamagakuinn.or.jp

こども保健課【妊産婦と乳幼児の相談】

妊産婦や、乳幼児を持つ方を対象に、赤ちゃんの健やかな成長と、
家族の皆さんが安心して子育てができるよう相談をお受けします。

◀ 所在地 ▶ 西条五丁目 118-3

■ 保健センター 1階 ■

☎ 059-382-2252

三重県母子・父子福祉センター

就業支援や講習、各種相談を行っています。

また、お金や仕事、離婚、養育費などに関する質問に対して、24時間365日

AIロボット（チャットボット）が必要な情報を提供します。

◀ 開所時間 ▶ 月～金曜日：9:00～17:00

第1・3日曜日：10:00～16:00

※日曜日は就業相談のみ、来所は要予約



■ 津市桜橋2丁目 131 ■

☎ 059-228-6298

子育て情報

鈴鹿市公式ウェブサイト

子育てをはじめとした、鈴鹿市の情報が載っているのでぜひご利用ください。



鈴鹿市公式LINE

子育てに関する役立ち情報などを配信します。
出生前や出生時、就学前、小学生以上など、
こどもの年齢に応じた情報検索が簡単にできます。

子育て応援ブックすずっこナビ

これから子育てをする方や
現在子育て中の方の情報誌として、
鈴鹿市の子育てに関するさまざまな情報が
一冊にまとまっています。



子育て応援サイトきら鈴

子育てセンターやつどいの広場、
保育所(園)・幼稚園・認定こども園の園庭開放
(園開放) など、こどもを連れて遊びに行ける施設の
「お出かけスケジュール」を掲載しています。
「いい場所みつけた」では、公園や図書館などの
情報も見ることができます。

すずっこ食堂ネットワーク

地域のこどもたちや保護者などを対象に
食事を提供する交流拠点です。
地域のこどもや保護者、高齢者など、
異年齢が集う場、地域のコミュニティと
なっています。



すずっこ子育てアプリ

妊娠期から利用できるデジタル母子健康手帳です。
こどもの予防接種のスケジュール管理など
様々な機能があります。※健診や予防接種を
受けるときは紙の母子健康手帳が必要です。

ひとり親家庭（母子・父子・寡婦）の皆さん 鈴鹿市母子寡婦福祉会の輪を広げていきましょう！

鈴鹿市母子寡婦福祉会とは、会員一人ひとりが自立し、子育てや安心して暮らせる社会を目指しています。

ひとり親家庭交流会

- ◎こども食堂
- ◎クリスマス会
- ◎「すずっこ畑」で野菜の収穫
→世代を超えた交流を目的とし、会員皆様が会する行事です。

まなびーの開講

ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援事業を実施しています。
※事業の詳細については、P8をご確認ください。

会報「しらゆり」発刊

- ◎平成元年第一号発刊
→各種制度や行事のお知らせ、会員の声等の機関紙です。

鈴鹿市長さんとの懇談会

皆様から寄せられた要望などについて、話し合いをしています。

その他

- ◎三重県母子寡婦福祉連合会主催の行事への参加
→鈴鹿市以外の会員さんとの交流を目的としています。
- ◎全国母子寡婦福祉団体協議会、三重県母子寡婦福祉連合会の研修会に参加
→福祉に対する施策の要望を行っています。

鈴鹿市母子寡婦福祉会

会長 北野 好美

〒513-0052 鈴鹿市下箕田3丁目9番18号

☎ 059-385-4832 / 090-4855-2261



編集・発行

鈴鹿市 こども政策部 こども政策課

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

T e l 059-382-7661

F a x 059-382-9054

令和7年4月1日発行